

## 令和4年度 九州支部通常研修における受講者からの主な質問への回答

研修課題名 : 事業用太陽光発電設備の調査について		【佐賀会場】
番号	質問	回答
1	<p>移転に伴う発電量の減少について</p> <p>発電設備のモジュールの移転工法決定にあたり復元工法及び再築工法の見積もりを専門業者に依頼したのですが、移転(復元)した場合の発電量の保証が出来ないとの理由で再築工法の見積りしか出して頂けませんでした。見積もり依頼にあたっての留意点等があればお願いします。</p> <p>また、復元工法と認定した際、復元後に発電量が減少する場合は、当該損失の補償を考慮する必要はないのですか?</p> <p>(移転対象物件) 自動車整備工場モジュール130枚程度 構内再築</p>	<p>生産設備は移設可能であることから、移転工法の決定にあたっては移設(復元)による移転の見積もり必要となりますが、専門業者への当該見積もり依頼に対しては、これまでも多くの事例でご協力いただいている状況です。</p> <p>見積もり依頼にあたっては、「補償部門別質疑応答集[第二次改訂版](追録③)機械工作2『住宅用太陽光発電設備の移設可否』」等を参考にしてください。</p> <p>また、損失補償における移転先は、現在と同一の環境条件にある場所へ移転することを前提(想定)とすることから、移転に伴う発電量の減少は生じないこととなります。</p>
研修課題名 : 墳墓移転について(墳墓調査から移転工事完了まで)		【鹿児島会場】
番号	質問	回答
2	<p>無縁墳墓(竿石以外)の処分方法について</p> <p>無縁墳墓における竿石以外の台座や花立等は、どのように処分されるのでしょうか?</p> <p>また、それらを処分する際に、改葬許可申請書は必要となるのでしょうか?</p>	<p>無縁墳墓の台座や花立等の石材を処分する際は、最終産業廃棄物処理場へ持ち込むこととなります。</p> <p>処理場によっては、石材を一定規模(例 30cm角)未満への破碎や彫刻等のある石材に関しては、判別不能となるよう切削処理等の要求、あるいは引き取りそのものの拒否など、通常のカレキ類処分とは異なる対応がなされる場合もあるようですので、処分場への持ち込みにあたっては、事前確認が必要と思われます。</p> <p>参考となりますが、佐賀県内で受け入れ可能な処理場は、3箇所程度です。</p> <p>なお、改葬許可申請書については、遺骨を移動させる際に必要となる書類であり、石材のみを処分する際は必要ありません。</p>